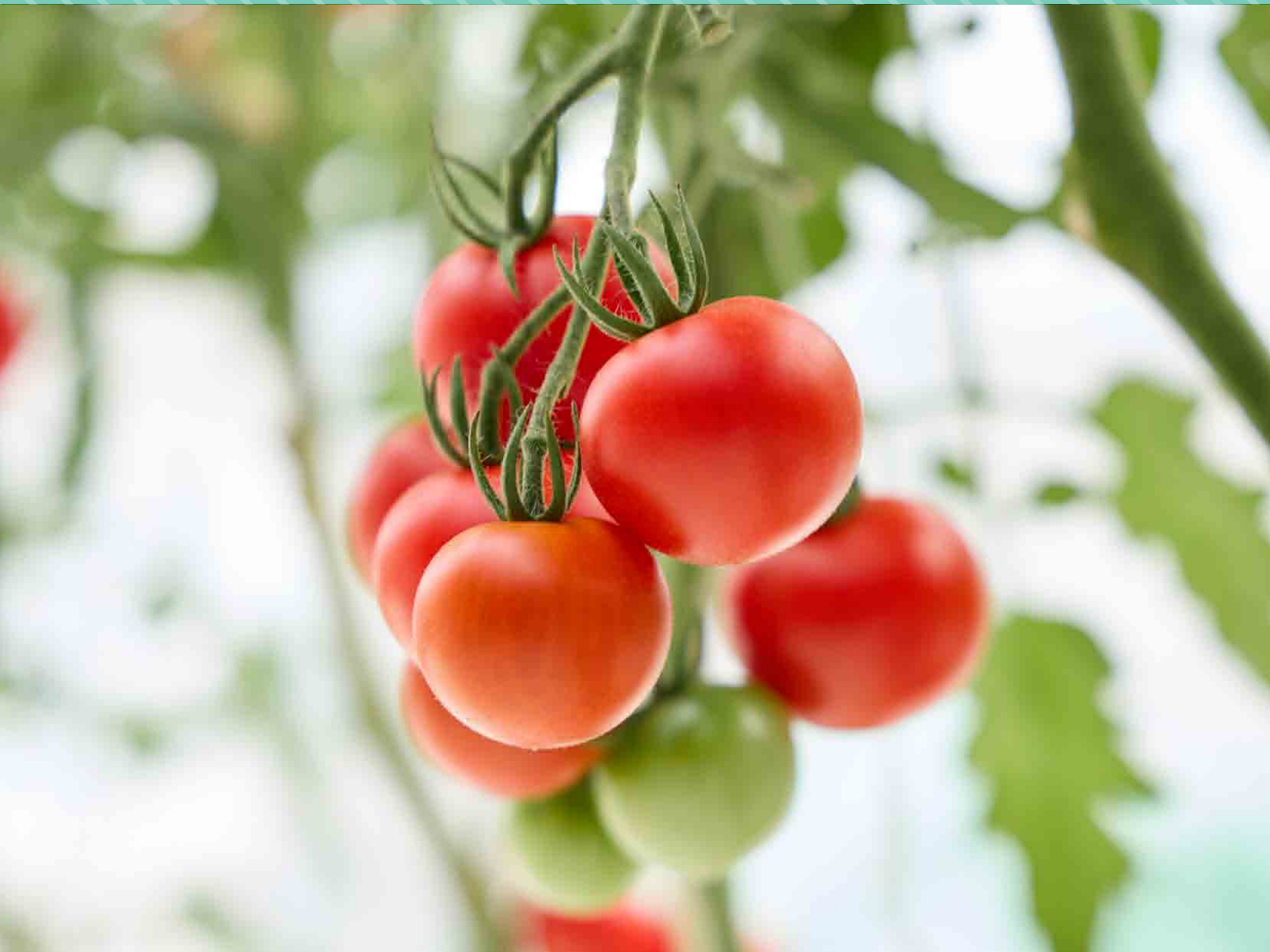


生産緑地の所有者や  
都内農業者の方へ

# 生産緑地の 貸借の相談窓口を 開設しました。



# 一般社団法人東京都農業会議では、 生産緑地の貸借について ご相談を受け付けています。

2018年9月1日に都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、事実上困難であった生産緑地・相続税納税猶予制度適用農地の貸借や市民農園の開設が可能になりました。

2023年3月の時点で、都市農地貸借円滑化法等を活用し、約43ヘクタールほどの生産緑地の貸借が行われています。

生産緑地の貸借は、相続の発生時などに備え、いつでも生産緑地の返還を受けられるように無償での貸借（使用貸借）が全体の約86%となっています。そこで東京都は10年以上の賃貸借を結んだ生産緑地所有者に奨励金を交付する「都市農地流動化促進奨励事業」を令和5年4月からの賃貸借を対象に創設しました。

一般社団法人東京都農業会議では、生産緑地所有者や規模を拡大したい農業者を対象に、「生産緑地を貸したい」「借りたい」といったご相談をはじめ生産緑地の貸借の留意点や手続きについての相談窓口を開設しました。

ご不明なことなど、お気軽にご相談ください。

ご相談は、まずはお電話・Eメールにて受け付けています。ご相談は無料です。

電話番号：**03-3370-7146**

Eメールでのご相談は、  
ホームページのお問い合わせページから

東京都農業会議

検索



## 一般社団法人 東京都農業会議

〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階

令和5年度広域生産緑地マッチング促進事業